

応募資料作成要領
(「舗装点検・道路巡視の支援技術」に関する公募)

1. 応募に必要な書類

応募にあたっては、以下の資料が必要となる。様式については、一般財団法人国土技術研究センターのホームページよりダウンロードすることができる。応募書類に使用する言語は日本語とする。やむを得ず他国の資料を提出する場合は、日本語で解説を加えること。

- ① 「舗装点検・道路巡視の支援技術」申請書（様式－１）
- ② 技術概要書（様式－２）〔舗装点検版・道路巡視版（ポットホール）・道路巡視版（その他）〕
- ③ 実績内訳書（様式－３）
- ④ プロセスと ICT、AI、人の関与状況（別添１）
- ⑤ 添付資料（任意）

※提出資料①、②、③、④はA４版とすること。ただし、⑤添付資料は原則A４版とするが、パンフレット等でA４版では判読できない等の不都合が生じる場合は、この限りではない。また、⑤添付資料には通し番号を付与すること。

※選定にあたって新たに必要となった資料の提出等を、応募者に求めることがある。

(１) E メールでの提出の場合

すべての資料をPDFに変換し①、②、③、④、⑤ごとにファイルを作成（ファイル名頭に①～⑤を記載）し送信すること。合わせて①～④の Excel ファイルも送信すること。（ファイル名に会社名_技術名を記載）

(２) 郵送・持参による提出の場合

①、②、③、④、⑤はまとめて１部にして印刷し、左上角をクリップ等で留め提出すること。また、①～⑤に加え、以下⑥を１部提出すること。

- ⑥電子データ（①～⑤をPDFに変換したもの及び、①～④のオリジナルデータ（Excel ファイル）を収めたCD－R）・・・１式

※CD-R のラベル（印刷面）には、技術名称及び応募者の社名（共同開発の場合は、全ての社名）を記載すること

2. 各資料の作成要領

(１)「舗装点検・道路巡視の支援技術」に関する公募 申請書(様式－１)

1) 応募者は、以下の３つの条件を満足するものとする。

- ① 応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」または「法人」であること。
- ② 応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」及び「法人」であること。

なお、行政機関^{※1}、特殊法人（株式会社を除く）、公益財団法人、公益社団法人及び大学法人等については、自ら応募者とはなれないが、共同研究者として応募することができるものとする。また、共同研究者がいる場合は、応募に際して共同研究者の同意を得ていること。

※ 1 : 「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

- ③ 予算決算及び会計令第 70 条（一般競争に参加させることができない者）、第 71 条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 2) 「1. 技術名称」は 30 字以内でその技術の内容及び特色が容易に理解できるものとする。
- 3) 「2. 応募者の窓口担当者（選定結果通知先等）」は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当者 1 名を記入すること。応募者が複数の場合は、応募者毎に窓口担当者 1 名を列記するものとするが、応募者の代表は最初に記載するものとする。なお、応募者が複数の場合は、選定結果の通知は、代表の窓口に送付する。
- 4) 「3. 共同開発者」は、共同開発を行った応募者以外の個人や民間企業、行政機関等について記入すること。なお、共同開発者がいない場合は、記入しなくてよい。

（2） 技術概要書（様式－2）

- 1) 「舗装点検版」、「道路巡視版（ポットホール）」においては、R4 年度の公募の応募の有無を選択すること（対象は○を選択）
 - 2) 対象技術に○を付けること（プルダウンから選択）。その他の項目を同時に測定可能な場合は、項目名を記述すること。なお、「道路巡視版（その他）」においては、「表 1 道路巡視（その他）の項目」の中から、測定可能な項目を選択し入力すること。
 - 3) 「技術名称」、「応募者名」、「代表窓口担当者名」は（様式－1）と同一のこと。
 - 4) 「技術の概要」を 200 字以内で簡潔に記入すること。
 - 5) 技術の詳細は、以下の目次構成に従って記入すること。⑫については必要に応じて資料を添付するものとする。選択肢の□は、該当する項目を塗りつぶす（■）か、チェック（☑）すること。
- ①応募技術の概要・特徴を箇条書きで簡潔に記入すること。少なくとも、何をする技術か、機器の構成・機材寸法（主たるもの）、測定間隔等を記入すること。その際、技術の外観や活用の様子が分かる写真や図を添付すること。また、必要であれば、参照資料を添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。
- ②計測機器の活用により、こういった効果が期待できるのか、撮影や計測したデータから何がわかるのかを記載すること。ただし、当該技術でできる範囲のみを記載することとし、範囲外・予測・期待・憶測等は記載しないこと。
- ③試験区間の測定方法について記入すること。
- ・試験区間は、1～5km 程度を想定している。
 - ・測定実施希望時間帯について、昼間、夜間の別を選択すること。なお、特異な時間帯を希望する場合は、その他の「□」を選択し、詳細を別途記述すること。
 - ・測定不可能となる条件等がある場合はその旨を記載すること(例:測定車両が通行できない条件(道路幅員、高さ制限等)、湿潤 or 乾燥状態、高温 or 低温状態等)。

- ・「専用測定車両型・車両搭載機器型・ビッグデータ活用型」のうちいずれか1区分を選択すること。専用測定車両による計測の場合は、点検車両の車両タイプ、車両名、車両サイズ(幅×長さ×高さ※測定機器含む)及び車両総重量を記載すること。車両搭載機器型による計測の場合は、測定機器の重量を記載すること。
 - ・測定に必要となる走行回数、計測時の測定可能な速度帯(最高速度、最低速度)について記述すること。また、1～5km (1車線、1路線、1方向、幅員 W=3.5m を想定) 及び 100km (1車線、1路線、1方向、幅員 W=3.5m を想定) の測定を実施した場合の計測後から点検結果データ提出までの標準的な期間 (『〇〇営業日後』) を記載すること。
 - ・試験の結果提出時期については、本項に記載した「1～5km の標準的な期間」内にデータを提出すること。やむを得ない事由を除き、記載された期間を超過した場合は、性能カタログに記載されるデータ提出までの標準日数を、「試験日から実際の提出日までかかった日数」とする。
- ④計測する物理量(加速度など)を記載する。画像から判断するものは、「画像(静止画/動画)」と記載すること。なお、計測項目が複数ある場合は項目毎に記載する。
 - ⑤検出又は計測の原理及びプロセスの概要を記載すること。特に、何の物理原理によりどのように計測し計測値を得るのか、主たる計測機材は何か、計測値から導出(計算・解析等の結果)される物理量がある場合は物理量の名称とその導出方法、等について記載する。また、原理及びプロセスにおいて ICT や AI がどう活用されているかを記載する(別添 1 も記入すること)。
 - ⑥応募技術を使用する現場の条件、あるいは使用する場合の注意点等があれば、記入すること。また、応募技術を現場で使用する場合の測定対象となる範囲や幅員について記載すること。また、作業状況が判る写真、模式図、図面等があれば、参照資料として添付し、参照する資料の番号、ページを記入すること。なお、現場作業時に特別な設備や装置または資格等が必要な場合は、それらがわかるように添付資料に示すこと。
 - ⑦従来の目視点検や機械による点検及び健全性の診断に比べ、応募技術を使用することで合理化される内容、期待される効果を箇条書きで簡潔に記入すること。
 - ⑧データの出力形式(拡張子、出力項目、出力手順等)を記載すること。
 - ⑨当該技術を用いて延長が 1～5km (1車線、1路線、1方向、幅員 W=3.5m を想定) 及び 100km (国道、1車線、1路線、1方向、幅員 W=3.5m) の測定結果を算出する場合の、応募技術に係る調査費用・機械経費・その他の費用を記入すること。調査費用は、外業(現場作業)と内業(机上作業)に分けて記入すること。なお、一定期間毎(1ヶ月・1年等)の費用が算出できる場合は、期間毎の費用を別途明示すること。
 - ⑩NETIS(新技術情報提供システム)への登録、土研センターの性能確認書、特許等取得情報、実用新案の取得・登録状況に関して、当該部分の「□」を選択すること。なお、この項目は参考として使用するものとし、選定・評価に影響はないものとする。
 - ⑪応募技術のこれまでの実績件数をそれぞれの発注機関毎に記入すること。なお、この項目は参考として使用するものとし、選定・評価に影響はないものとする。
 - ⑫添付する資料名を本様式に記入すること。なお、以下の添付資料-1 は応募技術のパンフレット等を作成している場合は添付すること。添付資料-2 は該当する場合、必ず添付し、技術を利用する場合の制限について示すこと。添付できない場合は、その理由を添付資料名の欄に記入すること。

- ・ 添付資料－１：応募技術のパンフレット（参考）
- ・ 添付資料－２：特許等を取得している場合、公開特許公報のフロントページ（特許番号、発明の名称が記載されているページ）のみコピーすること。
- ・ 添付資料－３：公的機関の審査証明書がある場合は、その写しを添付すること。なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。
- ・ 添付資料－４：応募技術が過去に他機関で実施されている表彰制度等で表彰を受けている場合は、表彰制度名、受賞名及び受賞年を記入すること。なお、この項目は参考のため使用し、選定・評価に影響はない。
- ・ 添付資料－５：測定機器の構成及びスペック等の諸元データ資料、及び応募技術を現場で使用する場合の作業状況が判る写真、模式図、図面等。
- ・ 添付資料－６：測定したデータの分析・解析方法の詳細資料等。
- ・ 添付資料－７：測定精度や誤差に関する資料等。

上記添付資料も含め、応募する際の各添付資料の枚数は A 4 版各 10 枚（パンフレット等で片面コピーでは機能が維持できない場合を除き片面コピーを原則とする）程度とする。なお、各添付資料の先頭に表中の添付資料番号（例：添付資料－１）をつけること。ただし、添付資料－１～２の中で該当する資料がない場合で、その他の資料を添付する場合は、添付資料－８から順に添付資料番号をつけるものとし、添付資料番号を繰り返さないこと。

（３）実績内訳書（様式－３）

応募技術のこれまでの実績について、発注機関毎に記入すること。国土交通省の実績がある場合には、最新のものより３～５件程度を記入すること。国土交通省の実績がない場合でも、最新のものより３～５件程度を記入してよい。